

令和4年9月定例会

令和4年9月15日（木曜日）

◎ 出欠席議員氏名

漆 山 光 春 議長

細 矢 誓 子 副議長

出席議員（13名）

1番 岡田桂司議員	2番 齋藤隆議員	3番 榎正義議員
4番 佐藤修二議員	5番 吉田芳美議員	6番 東海林信弘議員
7番 阿部恭平議員	8番 松田收作議員	9番 丹野貞子議員
10番 木村章一議員	11番 石垣光洋議員	12番 細矢誓子議員
13番 漆山光春議員		

欠席議員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木邦弘 事務局 長

齋藤 淳 議事係 長

嶋田 愛 主 査

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長

河内耕治 副 町 長

板坂憲助 教 育 長

真木吉雄 監 査 委 員

後藤 浩 防災・危機管理監兼
総務課 長

真木秀章 総務課 主 幹

牧野隆博 政策推進監兼
企画財政課 長

佐藤晃一 まちづくり推進課 長

鈴木淳子 まちづくり推進課 主 幹

今部憲治 税務町民課 長

矢作 勲 健康福祉課 長

宇野 勝 農林振興課 長 併
農業委員会事務局長

松田浩一 商工観光課ほか発信・ブランド推進室長
兼地域産業振興係 長

須藤俊一 都市整備課 長

岸 康彦 上下水道課 長

田川美和子 会計管理者兼
会計課 長

秋場弘昭 学校教育課 長

日下部敦子 生涯学習課 長

◎ 議 事 日 程

令和4年9月15日（木） 午前9時開議

議事日程第5号

日程第1 議案の審議、採決

- 議第44号 令和3年度河北町一般会計歳入歳出決算認定について
議第45号 令和3年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第46号 令和3年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定について
議第47号 令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第48号 令和3年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第49号 令和3年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第50号 令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議第51号 令和3年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について
議第56号 河北町議会議員及び河北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第52号 令和4年度河北町一般会計第5回補正予算について
議第53号 令和4年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算について
議第54号 令和4年度河北町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について
議第55号 令和4年度河北町介護保険特別会計第1回補正予算について
議第57号 河北町職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

日程第2 議員の派遣

日程第3 閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可

閉 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第5号のとおり

◎ 開 議

午前10時34分

○漆山光春議長 本日の欠席通告議員はありません。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会のため休会となっていました本会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり

であります。

○漆山光春議長 日程第1、議案の審議、採決を行います。

議第44号から議第51号までの8議案について、決算審査特別委員会を設置し、審査を付託しておりますので、その経過と結果について、決算審査特別委員会委員長からの報告を求めます。

「2番齋藤隆議員」

○齋藤隆決算特別委員会委員長 決算審査特別委員会の報告をいたします。

決算審査特別委員会は、議長を除く議員全員で構成されておりますので、審査の経過については省略することと決定しております。よって、結果のみを報告いたします。

議第44号令和3年度河北町一般会計歳入歳出決算認定について

議第45号令和3年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第46号令和3年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議第47号令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第48号令和3年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第49号令和3年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第50号令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議第51号令和3年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について

以上8議案について、9月12日から慎重に審査をした結果、8議案とも原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上、決算特別委員会委員長の報告といたします。

○漆山光春議長 決算審査特別委員会委員長報告が終わりました。

決算審査特別委員会委員長の報告では、いずれも原案のとおり認定するとの報告であります。

お諮りします。

決算審査特別委員会は、議長を除く全議員で構成されています。よって、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定しました。順次採決します。

最初に、議第44号令和3年度河北町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、議第44号令和3年度河北町一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第45号令和3年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第45号令和3年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第46号令和3年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第46号令和3年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第47号令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第47号令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第48号令和3年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第48号令和3年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第49号令和3年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第49号令和3年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第50号令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、議第50号令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第51号令和3年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決定及び認定するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第51号令和3年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定については原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

○**漆山光春議長** 次に、議事の都合上、令和4年度河北町一般会計第5回補正予算に関する議案について先議します。

○**漆山光春議長** 議第56号河北町議会議員及び河北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○**後藤浩防災・危機管理監兼総務課長** 議第56号河北町議会議員及び河北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、公職選挙法施行令及び施行規則が改正され、国政選挙における選挙公営限度額が引き上げられたことを踏まえ、議会議員及び町長の選挙について単価を改定し、条例を一部改正するものであります。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額について、自動車借入契約である場合の各日について支払うべき金額の上限及び燃料の供給に関する契約である場合の選挙運動の日数に応じて支払うべき金額の上限を改正するものであります。

第8条は、選挙運動用ビラ作成の公費負担額について、その1枚当たりの作成単価の

上限を改正するものであります。

第11条は、選挙運動用ポスター作成の公費負担について、その1枚当たりの印刷費相当の作成単価及び企画費相当額の改正をするものであります。

この条例については、公布の日から施行、当日以後にその期日を告示される選挙について適用するとしているところであります。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第56号河北町議会議員及び河北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第52号令和4年度河北町一般会計第5回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(2番、4番、7番、10番の通告あり)

確認します。2番、4番、7番、10番。

それでは、「2番齋藤隆議員」

○2番(齋藤隆議員) 3点質疑いたします。

1点目ですけれども、18、19ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費ということで、提案理由にもありましたけれども、マイナ

ナンバーカードの普及に伴う、町としてそれなりの特典をつけて普及率を促そうということでもありますけれども、具体的にどういった事業をやるのか、お聞かせいただきたいと思います。

2点目ですけれども、30、31ページ、10款1項6目のICT教育推進費ということで、タブレットのことで今回いろんな不具合に対応するというふうな提案理由にもありましたけれども、具体的にどういった不具合が生じているのか、そういった詳細についてお聞かせいただきたいと。

3点目ですけれども、34、35ページ、10款5項4目給食センター費、給食物資調達業務委託料ということで、コロナが第7波でまだまだ学年閉鎖とかそういったものが続いております。この場合に、その学校の規模にもよりますけれども、やっぱり食材がその分どうしても変更があるかと思えます。この給食物資調達については東洋食品がやっているということで、いわゆるそういったキャンセルというか、食材の変更などが出た場合、具体的に何日前までに変更できるのか。

要するに、もう前日にキャンセルになったとなると、それまでに準備した食材、野菜なんかだったらまだ置けるからちょっと変更つくんですが、生ものでなかなか日もたないというような場合に、その日に合わせて作るわけですから、もし前日に変更になったとすると、その業者は納められなくて大量に廃棄せざるを得ないというような状況になります。そういった場合の補償などは考えているのかどうか、お聞かせいただきたい。

以上、3点お願いします。

○漆山光春議長 「今部税務町民課長」

○今部憲治税務町民課長 18ページ、2款3項1

目の戸籍住民基本台帳費でございます。現在、国、県、町でマイナンバーカードの普及促進に頑張っているところでございますが、なかなか交付率が上がらない状況でございます。そのため普及促進のために、マイナンバーカードを取得した方を対象に抽選で景品を差し上げるための予算を計上させていただいたところでございます。

その内容でございますが、まず1点目としましては、今検討している中ですが、振興公社の商品券1万円相当を50枚、あとは地場産品5,000円相当を50件、あとこれらの送料、あとはこれらをPRするためのチラシ7,000枚の印刷を考えているところでございます。

以上です。

○漆山光春議長 「秋場学校教育課長」

○秋場弘昭学校教育課長 最初に31ページの委託料の中でICT推進費、システム保守点検委託料のことでありますが、具体的にICT、いわゆるタブレットの不具合がどうかというふうなご質問でございますが、今現在具体的に不具合があってということではなく、今後を見据えたものでありますけれども、これから小中学校7校でいろんなネットワークアセスメントを行うということでもありますけれども、学校内でネットワークの利用拡大、これからますます広がっていくものと想定されます。

そんな中で、問題発生の原因、あるいは通信のスピードが低下するなどのおそれも考えられるということで、そういった要因等の調査をするための委託であります。今後ますます利用拡大するに当たり、通信障害などにどうやって対応していくかというようなことも含めて、委託をして調査を行うということでもあります。

あと、35ページの給食費の給食物資調達業

務委託料の中で、現在ですとコロナの感染等によって学級閉鎖などもあるわけですが、そんな中、あるいは具合が悪くてということで長期に休むなどの児童生徒もおります。そんな中でいつまでキャンセルに対応できるのかというようなことではありますが、基本的には業者には2日前までにということをお願いをしております。

前日ということではやはり業者への負担にもなりますので、準備しているものがありますので、そこは業者と話し合いをしながら、一方的にキャンセルということではなく、もうものを準備して納めるまでになっているということであれば、それは例えば野菜、ジャガイモなどを準備していたということであれば納入します。数日後にまた使えるときにその物資を使っていくと。もしくは、その日に教室30人分の余剰ということであれば、そこは各学校に少し多めにそれを物資というか納入して、少しずつ多めに各小中学校に給食として配分をするというようなことで対応して、できるだけ納入業者への負担にならないように心がけているところでございます。

そういったこともあって、補償はあるのかということでは、補償ということでは特に金額等の補償は用意してございません。キャンセルについては、一方的にではなく協議の中で取りやめをしていただいているというような状況でございます。

○漆山光春議長 「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） 1点目ですけれども、マイナンバーカード、国も必死になってこの普及率を上げようということで、先ほどちょっと聞き忘れましたがけれども、現時点、一番最新の情報で結構ですが、河北町では何枚普及して、普及率はどの程度なのかということと、国も相当いろいろポイントを

付与して普及に努めていると。コマーシャルなんかもかなりだんだん参加する俳優の数も多くなって、相当お金、税金をかけてやっているなどというのがあります。そこで、国全体としてはまだ半分に満たないということで、何とか国は全国民に持たせたいというのが狙いなんです、なかなかうまくいっていないと。町としても、恐らく多分総務省のほうからも相当そういった要請が来ているのかなと。

総務省のホームページでは、全国の自治体の普及率、これをランクづけしてホームページで見られるようにしているということでもありますけれども、結局この普及率が低い自治体に対しては、地方交付税算定に影響してペナルティーといたしますか、そういったことがあると聞いていますけれども、実際どうなのかどうかですね。今はないけれども来年度からなんでしょうかね、そういった意味でかなり必死になっているということと。

あとは、抽せんということがありました。これは税の公平性から考えるとちょっと問題あるのかなと。国では同じようにポイントがつくのに、河北町の場合は抽せんで50名とか、そういった人数が絞られるというのはちょっとどうなのかなと。やっぱりやった人にもしそういった特典があるのであれば、同じようにやるべきかと思えますけれども、その辺の考えについてお聞かせください。

それから、2点目ですけれども、特に今のところ障害というのはないということで捉えていいんでしょうか。

それから、3点目ですけれども、実は私、多分去年の話なんだと思うんですが、やっぱり野菜とか何かを納めている人は結構いるんですが、生ものというか、豆腐屋さん

でした。直前にその前日にキャンセルがあって大変苦労したと。それでやっぱり捨てるわけにもいかないし、近所にただで配ったりして何とかやったというんですが、やっぱりその後補償も何もないし、寒河江なんかはちゃんとそういったことを対応しているというような話を聞いたんですけどもどうなんだということでありましたので、聞かせていただきました。ですから、先ほど答弁では2日前ということがあったわけですね。ですから、私が聞いた話ではその前日なんです。そういった場合はどうなのか、もう一回聞かせていただきたいと思います。

○漆山光春議長 「今部税務町民課長」

○今部憲治税務町民課長 初めに、交付枚数でございますが、直近の8月21日現在でございます。6,573枚です。交付率としましては37.27%となっておりますのでございます。

あと、2点目の地方交付税ということのお話でございますが、私どもで承知しているのは、国でマイナポイントの交付率によって地方交付税の交付率も検討されているということしか承知しておらないところでございます。

あと、景品の抽せんはいかがなものかということだったんですけれども、本来、今回予算計上に当たりまして、私どもの考えとしましては、今まだ作っていない方に申請して作ってもらいたいというのが第一なんですけれども、では今まで先に作った人はどうなんだという考えもございまして、今回先に作った方も全員対象として抽せんという形にさせてもらったところでございます。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 マイナンバーカードの普及率といたしますか交付率、これをベースにしてそ

の普及率の低いところに交付税で対応するということが検討されているということで、そういう報道もあるわけですが、その報道を否定しているコメントもございません。検討しているのかなというふうに思いますけれども、決定事項ではないと承知しております。

この点については、地方団体、県内の町村会においても非常に問題がある、地方固有の財源である交付税を、ましてや普及率でいろんな条件も異なる中で懸命に普及に取り組んでいるそういった自治体の努力はどうなるんだと、これからどうしていくんだということで、これは非常に全体の町村会レベルでも非常に問題視しておりますし、非常に問題だと私自身も思っておりますし、そういう立場で町村会等でのいろんな話の中で臨んでいます。

なお、交付税を預かっている総務省としても、交付税というものを、地方の固有財源をこういう形で議論ということについては十分慎重に考える必要があるというようなニュアンスで承っております。検討の動向をしっかりと注視していきたい、注視していかなければならないと思っております。

○漆山光春議長 「秋場学校教育課長」

○秋場弘昭学校教育課長 35ページの物資調達業務委託料の中で、前日のキャンセルがあった大変な思いをしたというような話でありましたけれども、基本的に前日というのはあり得ないというか、そこは勘違い的なところで、2日前なのか、数日前のことを前日というふうな捉え方になったのかもしれませんが。本当に前日であれば、そこは申し訳ないというか、業者に負担をかけてしまったことについてはおわびを申し上げますが、今のやり方、給食センターとしては、業者に準備しているものをキャンセルする

ときには、キャンセルできるかどうかを確認して、また別なところで使っていただるとかということであれば、そこはキャンセルをお願いしているところでもあります。

ただ、どうしてもキャンセルできない場合には納入します。ほかの小中学校にいわゆる大盛りにして提供していただくということをしておりますので、そこはそのときの豆腐のみそ汁がいつもより多かったなというときには、キャンセル分があったのではないかなというようなことなのかなと思います。

そういう意味で補償ということはしておりませんが、どうしてもキャンセルすると困るといようなときには納入していただいて、それをその当日、もしくは数日後に使えるものとしてやっているというのが状況でございます。なお、さらに確認はしたいと思っております。昨年度そういうことがあったのかどうか。

○漆山光春議長 「2番齋藤隆議員」

○2番(齋藤隆議員) 1点目ですけれども、町長が言うように、こういった交付税でペナルティーを科すというのはあってはならないことだと思うんですね。ですから、ぜひこれは町村会として国に対して、まだ検討中ですから検討中の段階でしっかりと意見書なりを出していただくということで、そういったことがないように、強制はやっぱりいけないと思っております。

しかも、税金を使っているんな宣伝をやっていますけれども、本当にマイナンバーカード、私はまだ時期尚早というか、こういった情報社会でいろんな情報漏れや何かがある中で、もっと世の中が進んで安心して暮らしている時代であればこういったマイナンバーカードというのも有効なんですけれども、今の時点でこれを急ぐことは非常に国民にとっても逆にマイナスなのではな

いかということですので、ぜひ町長には町村会を通して国に対してしっかりと物を言っていたらと思います。

それから、学校給食の食材調達ですが、ぜひ業者、固有名詞、個人名が入りますので後で伝えますので、ぜひしっかりと話を聞いていただいて説明をしていただければと思いますので、これについてはよろしくお願ひします。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 あえてちょっと発言させてください。マイナンバーの交付につきましては、今般の補正予算にも町なりの推進策、特典付与だけでなく、出前の交付だったりと、いろんな交付率を上げるための努力はしなければならぬと思っていますし、今後とも進めてまいりたいと、それが基本でございます。そういう中で、そこを手段として交付税を持ち出すということについては、先ほど申し上げましたような姿勢で臨んでまいりたいということでもあります。

○漆山光春議長 以上で2番齋藤隆議員の質疑を終わります。

次に、「4番佐藤修二議員」

○4番（佐藤修二議員） 私からは1点、25ページにあります7款商工費の1項1目商工業総務費の中で、かほく発信事業とこういふことで、かほくを発信する最もチャンスが来たと、こういふふうに私自身は思っております。円安がどんどんと進んで1ドル140円を超えているという中で、しかも国の水際対策も大分緩和して、外国からどんどん入れましようという雰囲気になっております。今こそ台湾を中心としたインバウンドチャンスと私は捉えているんですが、町はどのように捉えていらっしゃるかお尋ねします。

○漆山光春議長 「松田商工観光課室長」

○松田浩一商工観光課かほく発信・ブランド推進室長兼地域産業振興係長 今回予算に盛りせて

いただきましたのは、今後増加が期待されるふるさと納税に関しましての経費なんですが、今順調にふるさと納税も昨年並みに確保できておりますので、今後、米、今から令和4年度米の受付は開始になるわけですが、先行受付も行ってはいますが、そういった意味でどんどん今、米を実際に河北町から買っているお客様、これを逃さないというのをまず基盤にしまして、あとはいわゆるふるさと納税のサイトで、まず物で選ぶ方が圧倒的に多いかとは思いますが、地域というのも一応タグとしてあるんですね。

そこで河北町を選んでもらうというような魅力の発信、河北町にふるさと納税したいというところを、何とかこう関係人口とかを拡大して狙っていきたいと考えておまして、早速来週ですけれども、また大宮のまるまるひがしにほんに行ってまいりますので、その際はいろんなこちらでも考えている策がございますので、取りあえずその関係人口を拡大していくというところに力点を置いて頑張っていきたいと思っております。

○漆山光春議長 「4番佐藤修二議員」

○4番（佐藤修二議員） そこはそれでいいです。そこはいいんです。町長か副町長の考えをお尋ねしたいんですが、私が申し上げた今発信の、今は担当課からは国内の返礼品という、要するにふるさと納税を中心としたそういう意味での河北の魅力発信ですが、今この円安の時代、本当に外国に台湾を中心大いにチャンスなんです。そのチャンスの意識を持っていらっしゃるか、それについてはどのように考えるか。これは担当課よりも管理職のほうから、どのようにお

考えになるかお尋ねしておきます。

○漆山光春議長 「河内副町長」

○河内耕治副町長 補正の関連質問というふうな形になるかと思いますが、おっしゃるとおり、河北町を発信するチャンスと捉えまして、つい先日もかほく発信大使として、仙台のほうで活躍されております旅行業の方、お二人を新たに発信大使に任命したところでございます。

今後、コロナ禍の中でなかなか難しい面もあるんですが、大分状況が変わってきておりますので、海外からもツアーだけでなく個人でも入ってこられるというような状況に変わってまいりましたので、それに対応すべく、旅行業の関係者の方で河北町にご協力をいただけるという方、お二人に新たに発信大使を任命いたしまして、今後のインバウンドに備えていきたいと考えております。

○漆山光春議長 以上で4番佐藤修二議員の質疑を終わります。

次に、「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） 私からは1点質疑させていただきます。19ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。同僚議員からもございましたけれども、私からはこれについて質疑させていただきます。

事前に私のほうでもちょっとお聞きはしていたんですが、河北町では普及率37%ということと、目標数値としては4割、40%を目指しているとお聞きしました。その中で現状では一番山形県で高いのが飯豊町57%とお聞きしております。現実的に20%の差があるわけですが、やるのであればやっぱり普及は早めにしたほうが私はいいのかと思うところでございます。

今回に関しましては、これは提案という形になると思うんですけれども、飯豊町のと

ころをちょっと調べさせていただいたところ、飯豊町はワクチン接種会場のほうでいわゆる出前というんですか、申請受付みたいなのをしていたようでした。あるいは参議院選挙のときも、同様に出前でやっただとお聞きしました。

実際、河北町としては天童の商業施設のほうに出前で行って、ある程度の効果は出しているとはお聞きしているんですけれども、そういった意味で今大分ワクチン接種率も高まってきている中で、今からやることによって効果がある、あるいはその打合せをすることによってどれくらい影響が出るか分かりませんが、マイナンバーカードを普及するという上でワクチン接種会場、屋内なのか屋外なのかということも出てくるとは思いますが、この抽せんで商品をプレゼントというか、に併せてそういうワクチン接種会場というところでやるというのも一つ手かなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○漆山光春議長 「今部税務町民課長」

○今部憲治税務町民課長 貴重なご提案ありがとうございます。この件につきましては健康福祉課のほうと十分調整しまして、検討してまいりたいと思います。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） ワクチン接種後、休憩する時間、10分とか15分とかございますので、そのときにマイナンバーについての資料を読んでいただいた後とか、そういった受付申請する方法はうまくできると思いますので、あるいはサハトの大ホールで待っている時間もありますので、そういった時間を有効活用していただきながら、なおかつワクチン接種にはあまり影響が出ないようにという形で、今回こういった補正を組むのであれば、より効果が出るようなや

り方をしていただければと思います。

以上です。

○漆山光春議長 以上で7番阿部恭平議員の質疑を終わります。

次に、「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 14ページ、2款1項1目の庁舎費の雪止め工事費、新庁舎だと思うんですが、どんな内容かなとお聞きします。

20ページ、3款1項1目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、10万円を370世帯ということのようですが、どんな要件の方々にお配りするのか。申請方式といひますか、手順としてどうなのかと、いつ頃かということをお聞きしておきたい。

それから、同じ20ページ、3款2項1目の保育士等処遇改善臨時特例交付金、どんな内容か、内訳をお聞きしたいと思います。

22ページ、4款1項2目予防費であります。これは減額の補正ですけれども、増額ではないんですかね。5回目のワクチン接種がもういろいろ取り沙汰されておりますけれども、どんな状況なのか。オミクロン株にも免疫効果があると、感染しないようなそういったワクチンがもう許可されたというような状況のようですが、どうなのかと。

それと、全数把握変更となると、今まで私たちが気にして、昨日は河北町40人もいて、内訳こうだということも見られる状況があるんですが、そういったことはどう変わっていくかについてもちょっとお聞きしておきたい。

28ページ、8款5項1目住宅費で、東団地と定住促進住宅に設計委託がありますが、どんな内容かお聞きしておきたい。

32ページ、10款4項3目図書館備品の内容をお聞きします。

以上、お聞きします。

○漆山光春議長 「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 2款1項

1目一般管理費の工事請負費のことですけれども、雪止め設置工事となります。3か所ございまして、1か所は新庁舎西側にあります車庫棟であります、屋根、非常に緩やかな傾斜になっておりますが、今年度冬越しまして大雪だったというようなことございすけれども、軒先から雪が落ちるといふような支障がございまして、雪止め工事を考えているところでございす。

2か所目が、庁舎南側の河北公園の道路の向かい側に資材倉庫というものがございす。そちらのほう、車庫東側に住宅が建ちました。その境に従前ですとフェンスがございまして、そこで雪止まっていたわけですけれども、住宅が建ちましてそれがなくなったということで、資材倉庫の雪がそちらのほうに落雪するおそれがあるといふところから雪止めを設置するといふものであります。

もう一つが、同じ河北公園南側の車庫、ポンプ庫等ございすけれども、そちらのほうの南側、ポンプ庫が止まっているところがありますけれども、そちらのほうの東のほうに傾斜している部分と、あと反対側、西側に傾斜している部分おのおのにつきまして、雪止めが劣化しているといふところから付け直しを行うといふ工事になってございす。

○漆山光春議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 それでは、私のほうから21ページ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について説明をさせていただきます。これは昨年度から継続して行われております新型コロナウイルス感染症

が長期化している中、それに直面して影響がある方々につきまして速やかに生活、暮らしの支援をするために、住民税非課税世帯、あと家計急変世帯に対して臨時特別給付金を支給するという内容のものがございます。

今回のここで3,700万円ほど予算を計上させていただいている中身につきましては、昨年度から支給を行ってきた方、あと今年度繰越事業として継続して行われてきた方以外の方で漏れがないような形でというふうなことで、これに物価高騰等という目的を一言追加した上での措置と捉えております。

対象世帯数に関しましては、令和4年6月1日時点で町の住基台帳に登録されている者であって、1つ目の条件としては住民税非課税世帯、あともう一つが家計急変世帯という内容の方が対象となっておりますのでございます。この方々につきまして1世帯当たり10万円ということで支給をいたしまして、昨年12月から始まりまして繰越事業として継続されてきた事業、あと今回のものを併せまして漏れがないようにというふうな、全ての方に行き渡るということを望んでおるところでございます。

あと、ただ一つだけ、確認書という形で出してもらわなければならない資料が一つございます。こちらから一方的にプッシュしていけばいいのですが、やはり確認だけは取らなければならないところがありまして、その申請書、確認書という形で一つの申請書が必要になってくるということの手順になります。

支給については9月下旬から、これで議決をいただいた後、速やかにということですが、9月下旬から始めていきたいと考えているところでございます。

あと、2つ目の保育士等処遇改善臨時特例交付金ということで、59万2,000円の予算を計上させていただいている分でございます。これは今回決算見込みの金額をある程度つかんでおりますので、それに現計予算で見ていた分の差額分ということで今回予算計上させていただいておりますが、内容といたしましては、かほくあいこども園とひかり幼稚園の定員の変更による補助基準額の変更がまず1つあります。あと、さくらクラブの指導員の人数増による増額が生じたということがありますので、その分を加味しまして影響額として59万1,440円ということで、59万2,000円の予算計上額となっております。

これから、国のほうではオミクロン対応の5回目のワクチンということで、現在いろいろな情報が新聞とかマスコミとかで報道されておるといっていますが、町のほうでも当然対応していく予定をしております。ただし、この議会からではなくて、近いうちになりますけれども、その費用については皆様に内容についても説明をしていきたいと思っております。

それに併せまして、12歳未満の3回目のワクチンにつきましても、同じように並行した形で進むような形にされておりますので、それについても同じように予算の計上を考えておるところでございます。

あと、全数把握の見直しということでございますが、これは先週の県のコロナ危機対策本部の本部員会議のほうで資料は提供された内容でございますが、9日に県のほうから届出を行いまして、これは全数把握の見直しに関しまして、国のほうに県では先週の9月9日の日に届出を行いまして、9月14日から適用するという予定でございます。

中身的には、感染が拡大している一方で軽

症者がほとんど占めている中、医療を重症化リスクのある方に重点化し、外来診療、保健所業務の逼迫を回避し、県民の命と健康を守る取組の両立を図るということを目的に、今回発生届の対象者といたしましては、全数把握の見直し後には、今後ですけれども医療機関から保健所へ提出する発生届を限定します。

その方々というものが60歳以上の方、あと入院を要する方、あと重症化リスクがありかつ新型コロナ治療薬の投与が必要であって、または新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方、妊婦の方というふうなことに限定されておる内容でございます。それ以外の方につきましては自宅療養ということになるのですが、それは陽性者健康フォローアップセンターというものを設立してそれに当たるという内容をお伺いしているところでございます。

以上でございます。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 29ページの8款5項1目東団地・田井住宅費のほうで今回73万2,000円計上させていただきました。内容ですが、東団地の3号棟のトイレと浴室の改修工事が、財政計画のほうで来年度予定ということで今動きがありますので、それに伴った来年度の実施予算を組む上での今回、設計業務というようなことであります。3号棟のほうは鉄筋コンクリートの3階建てで管理戸数18戸というような戸数になっていますけれども、それ全戸の部分にわたる実施設計というようなことの内容です。

○漆山光春議長 「日下部生涯学習課長」

○日下部敦子生涯学習課長 32ページの図書館備品費ということでございます。こちらにつきましては、当初予算のほうで図書館の移動図書館の費用としまして自動車購入費の

ほうに予算を計上させていただいていたところでございます。昨今の世界情勢によりまして原材料費の高騰ということで、当初予定していた金額よりも上回るということが判明いたしましたので、同じ備品購入費の中の図書館備品のほうから組替えをさせていただきました。そのため図書館の購入費、図書館備品費のほうが不足することになるため、今回補正させていただくことにした次第でございます。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 漏れておりました。29ページの住宅の関連で、定住促進のほうでも設計委託料というものを今回65万9,000円計上させてもらっています。そちらのほうは、1号棟の換気扇設置に関わる工事を来年度予定しつつ、これに係る実施予算を組み立てるための設計業務というようなことになっております。

○漆山光春議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 1点説明のほうが漏れておりました。9月14日から全数把握の見直しについては県で当たりたいというふうな予定でありましたが、実際は本日からの対応となっております。これまでは午前11時に管轄保健所ごとの感染者数と、あと県内合計の人数、あと15時30分にその市町村別、年代別、性別ということで発表されていたという内容のものが、本日からですが15時30分、1回だけになりまして、感染者年代別者の発表で、市町村別ではなくて県全体の数字だとお聞きしております。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 議長に申し上げます。1つ質疑漏れておりましたが、追加してよろしいですか。

○漆山光春議長 どうぞ。

○10番（木村章一議員） 26ページ、8款2項

2目道路除雪費のロータリー車を更新するという事なんですが、この冬に間に合うのかどうか。先日、納期を変更したりしておりますけれども、ということをお聞きしておきたい。

あと、舗装工事は随分頑張っていたんですが、まだ穴が時々見えるので、それを追っかけて穴埋めしていくというようなことなのかどうか。何か所ぐらい想定しているのかなんていうことを聞いておきたいと思います。

2回目の質疑に入るところですが、予防費関連で、5回目のワクチン接種は年内には終わらせたいみたいなことを、ニュースなんかあったようですけれども、そんなペースで進むと考えていっていいのかどうかお聞きしておきたい。

それから、もう一度確認しますが、15時30分頃に詳しく河北町何人で、そのうち性別、年代別なんてあったのは全くなくなって、自治体分もなくなって全県1本、あれを目安にして河北町そろそろ大分減ってきたとか、また増えたとかというふうにすごく目安にはなっていたんですが、それに代わる数字はもう見えない、分からないというふうに思ってよろしいのかどうか、確認したいと思います。もう一度お聞きします。

○漆山光春議長 暫時休憩します。

休 憩 午前11時29分

再 開 午前11時30分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 追加であった部分で、まず最初に27ページ、8款2項2目の道路維持費の舗装工事で今回218万2,000円計上させていただきました。昨シーズンの大雪に伴って、春先からの部分で当初見込んで

おった路面が大分ちょっと予想よりも傷んでいる部分の箇所も多くて、今年度当初からこれまでに至る部分の中で、予定よりも大分修繕の箇所数というか、箇所数というよりも合材のトン数なんですけれども、大分食っているというような状況で、今後下半期を見込んだそういった使用するアスファルトの量という部分が、以前からの実績などを見据えますと、若干今の既決の残では非常に足りない部分もあるだろうというようなことで、それに合わせたぐらいのレベルで、箇所数ベースではありませんけれども、使用数量に見合った部分、これまでの実績を勘案しながら数量を整理して、業者さんとも連携してある程度のボリュームを出した中で、今回必要な工事費というものを算定させていただきましたので、具体的な数量はございません。

あと、あわせて、同じく27ページの8款2項2目で機械器具費で5,427万円、今回計上させていただきました。具体的には昨年の3月の時点で、町の直営でやっているロータリー、大型のやつです。ふだんシーズン中は幹線道路の幅出し、あるいは幹線道路における排雪作業に使うような大きいロータリーでございますけれども、そちらのロータリーのほうの駆動が壊れたというようなことから、一旦それを修繕可能かというような部分もいろいろ業者さんのほうにも分解しながら見ていただいたんですが、修理は可能だが、結果的に将来的にいつまでもつか分からないと。かつこの車両に関しては、初年度の登録が平成7年、もう既に26年ほど経過していると。それは実際は県のほうから払下げなものですから、町のほうでこの払下げを受けたのは平成18年です。というようなことになっていまして、結構経年的な劣化もある中で、修繕するよりは

非常に除雪をする上で必要なロータリーでありますので、新調したほうがいいだろうというようなことで、今回追加で取り急ぎ計上させていただきました。

今から補正を組んで、これだけの予算ですので、議決を要する事案として承認いただくことですが、これは財源的には有利な起債事業を活用しながら、そういった手続を踏んで今回計上させていただいております。そういった手続の関係上、一旦年度内というような部分での発注形式にはなりませんけれども、実質的に申し上げますと、なかなか厳しい状況はございます。来シーズンには間に合うだろうという前提もある中で、取り急ぎ発注しなければ来シーズンにも間に合わなくなってしまうというようなことをご配慮いただきながら、ぜひその部分をご理解いただきたいと思います。

○漆山光春議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 5回目のワクチン接種のことですが、まずもともと年度内ということが最初言われておりました。それが最近、年内ということに大体早まってきたというふうなこと、あと前のワクチンを接種した経過の月数が最初は5か月という情報だったんですが、今は3か月に短縮というふうな、まだ確定ではないんですがそういう話もあります。大分情報としては錯綜しているいろいろ動いているというふうな中で、これまでにない規模の人数の対象者としてワクチンを打っていかねばならないということで、1万何千人規模の本町においては集団接種の人数というものを想定しておるところでございます。

というふうなことで、経過の月数、あと人数全体がもう本当に多い人数だということも踏まえると、年内というふうなものは恐

らく不可能であるかなと思います。年度内ということであると大丈夫だとは思いますが、これはこれから詳しくは、まだ簡単にこの場でどうのこうのとあまり言えないんですが、年内についてでありましたら、なかなか難しいのではないかと捉えております。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 関連しまして、県内における新型コロナウイルス感染者の感染情報の公表の仕方という部分につきまして、私どものほうから申し上げたいと思います。

本日を境に発表になる内容ですが、県のほうから私どもに連絡が来ております項目を申し上げたいと思います。まず1点目は、感染症の総数、それは山形保健所分、山形市分も含んだところでの感染者総数ということで、新たな感染者数と累計の感染者数が示されると。

続いて、年代別感染者全数という表現に今のところなっているようですが、2つあります。1つ目が医療機関で診断された感染者数、もう一点が新たな陽性者健康フォローアップセンターで診断された感染者数、この2つの項目になりまして、それぞれ0歳から5歳刻みで示されるということのようであります。

ほかの項目は参考までということで、発生届の対象者のみに限られるんですが、保健所管内別の発生届件数も示される予定となっております。あとは、入院者数等と死亡者数とクラスター発生に関する情報、クラスター発生に関する情報につきましては市町村名であったり場所であったりというのが公表されるというふうな見込みであります。

今申し上げましたところでありまして、これまでのように河北町でというふうにし町

村名が特定されることはなく公表される予定のようでございます。

以上です。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 道路除雪費で自動車借上げの補正なんかもありますけれども、これからの冬、次々と当てにしていた除雪車がダウンしていくみたいな感じがあって、大丈夫かななんて思っているんですが、この借上げとか何かそういう形で除雪体制はばっちり大丈夫だと、安心しておいてよろしいのかどうかですね。駄目だったら何か手を打っていただきたいと思うんです、今からでも。どこからか借りてくるとか、と思うんですが、そのことを1点お聞きしておきたいと思います。

あとは、感染者数の把握という点で、やはり自治体の河北町内でどうだと、ほかと比べてどうだというのは結構町民のコロナ対応行動みたいな一定の参考にはしていたと思うんですが、それが全くなくなるということなんでしょうか。何か手はないかどうかお聞きしておきたいと思います。いかがでしょうか。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 昨シーズンとちょっと車両の配備体制が若干変更になりつつあります。懸念材料はございます。3トン級のショベルにつきましたは、今回の予算で当初車両を買うという部分から借上げの予算を組んで、その辺は代替のものでやっているわけですが、ロータリーに関しては、何とか今持ち合わせている車両の中でうまく融通しつつ頑張っているしかないというようなことであります。しっかりと頑張ってお大丈夫なように取り組んでまいります。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 議員おっしゃいますように、市町村別の感染者数が発表されることで、これを参考に生活されてきたというのは十分理解できるお話ですし、我々としても、日々感染発表のあるたびに河北町では今日何人いたっけね、今日何人いたっけねというふうにその動向を追いかけてまいりましたので、随分がらりと今日を境に変わるなという思いではおります。

今の段階では市町村別に公表されないということですので、町内での感染状況は把握できないわけではありますが、県全体のは、それでも全数ではないわけですが、ある程度の傾向は分かるかと思しますので、その中で一喜一憂することなく日々のもうしばらく、いつまでとはちょっと難しいですが、感染予防、感染拡大防止、そういった部分で努めていかななくてはいけないということだと思っております。

○漆山光春議長 以上で10番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第52号令和4年度河北町一般会計第5回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第53号令和4年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)
討論なしと認めます。
採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の
起立を求めます。

(起立全員)
賛成全員であります。

よって、議第53号令和4年度河北町国民健康
保険特別会計第1回補正予算については
原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第54号令和4年度河北
町公共下水道事業特別会計第1回補正予算
についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求め
ます。

(「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)
討論なしと認めます。
採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の
起立を求めます。

(起立全員)
賛成全員であります。

よって、議第54号令和4年度河北町公共下
水道事業特別会計第1回補正予算について
は原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第55号令和4年度河北
町介護保険特別会計第1補正予算について
を議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求め
ます。

(「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)
討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の
起立を求めます。

(起立全員)
賛成全員であります。

よって、議第55号令和4年度河北町介護保
険特別会計第1回補正予算については原案
のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第57号河北町職員の妊
娠・出産・育児等と仕事の両立支援に伴う
関係条例の整備に関する条例の設定につい
てを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 議第57号
河北町職員の妊娠・出産・育児等と仕事の
両立支援に伴う関係条例の整備に関する条
例の設定についてご説明申し上げます。

この条例は、職員の妊娠・出産・育児に伴
う休暇及び休業について、仕事との両立支
援を図るため設定するものであります。

第1条は、河北町職員の勤務時間、休暇等
に関する条例を一部改正するものでありま
す。

第14条に定める特別休暇に関し、その事由
を定める別表第2中、職員の妻が出産する
に当たり、当該職員が子の養育のために取
得する休暇について取得期限を拡大するも
のであります。

第2条は、河北町職員の育児休業等に関す
る条例を一部改正するものであります。

第2条は、非常勤職員の取得要件について、
子の出生後、8週間以内に育児休業を取得
しようとする場合の任期の要件を、子の出
生から8週間と6月を経過する日までとす

るなど緩和するものであります。

第2条の3は、非常勤職員の子が1歳6か月までの育児休業について、柔軟な取得を可能とするものであります。

第2条の4は、同じく特別な事情がある場合の2歳までの育児休業について、柔軟な取得を可能とするものであります。

第3条は、再度の育児休業取得に係る育児休業計画書の申出に係る規定の削除及び文言の整理であります。

第3条の2は、男性職員が取得する子の誕生日からの育児休業について期間を定めるものであります。

第10条は、条ずれ及び文言を整理するものであります。

なお、この条例については、その施行日を令和4年10月1日としているところであります。

また、経過措置として、旧条例による育児休業等計画書の提出等について定めるものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第57号河北町職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については原

案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 日程第2、議員の派遣についてを議題とします。

採決します。

お手元に配付のとおり、議員を派遣するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議員の派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

○漆山光春議長 日程第3、閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可を議題とします。

お諮りします。

議長から議会運営委員会に、次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査をお願いしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案については議会運営委員会に付託することに決定しました。

○漆山光春議長 ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

議員各位には、去る9月5日に本定例会を招集いたしましたから本日まで、長期間にわたりご審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、漆山光春議長並びに楨正義議会運営委員長、決算審査特別委員会におきまして議事を進められました齋藤隆委員長におかれましては、円滑な議事運営をいただき、心から厚くお礼を申し上げます。

さらに、各会計の決算審査に当たられました真木吉雄代表監査委員、岡田桂司監査委

員に対しまして、深く感謝を申し上げる次第であります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染第7波により、県内も含めた全国的に新規陽性者数が依然として高い水準の中にあります。医療機関や保健所など保健医療体制への負荷が大きく、逼迫した状況にあります。町といたしましても、町民の皆様にご感染拡大の防止に引き続きご理解とご協力を賜り、町医師会のご協力の下、ワクチン接種を継続してまいります。

最後になりますが、本定例会の審議の中で議員の皆様からいただきましたご意見、ご提言等につきましては、関係機関・団体や組織内のなお一層の連携、職員の士気高揚に努めながら行政運営に反映してまいりたいと考えております。今後とも議員各位のご指導をお願い申し上げ、9月定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○漆山光春議長 以上で本定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもって令和4年9月河北町議会定例会を閉会します。

長期間にわたり大変お疲れさまでした。

午前11時51分 閉会

~~~~~  
会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和4年9月

河北町議会議長 漆山光春

河北町議会署名議員 阿部恭平